## 豊川市入札等心得書 (工事・委託)

(趣 旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負及び設計、測量等の委託に関する 契約の締結について、豊川市(以下「市」という。)が行う競争入札に参加す る者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるもの とする。

(設計図書に対する質疑応答)

- 第2条 設計図書に対し疑義がある場合は、入札執行予定日の7日前までに 書面により契約検査課へ提出し、又はファクシミリにより送信するものとし、そ れ以降の質疑は受け付けない。
- 2 前項で提出された質疑に対する応答は、入札執行日前までに、当該工事等の全人制を加者へファクシミリにより送信する。

(指名の取消し等)

- 第3条 入札参加者は、次の各号の一に該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。
- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- 2 入札参加者が前項各号の一に該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させない。
- 第4条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。ただし、第9号に該当する者が官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けている場合で特別の理由があり適当と認められるときに限り、これによらないことができる。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出日又は指名通知書の通知日から入札等の執行の日までの間、豊川市から指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けている者
- (8) 談合情報が寄せられた場合は、入札直前に入札参加者を減らすための 抽選を行い、その結果入札に参加できなくなった者の指名、若しくは入札 参加確認を取り消すことがある。
- (9) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)によって設立された 事業共同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、中小企業 団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)によって設立された 協業組合、商工組合、商工組合連合会、及び商店街振興組合法(昭和37 年法律第141号)によって設立された商店街振興組合、商店街振興組合 連合会の組合員が参加する競争入札に参加する当該組合
- 2 前項各号の一に該当する者について、当該事実があった後2年間、その者 を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、そ の他使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。
- 第5条 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格を取消し、又は入札に参加させないことがある。 (入札保証金)
- 第6条 入札参加者は、豊川市契約規則(昭和45年豊川市規則第15号)第1 2条に規定する入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の 一に該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。
- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 一般競争入札にあっては一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)、指名競争入札にあっては指名競争入札通知書(以下「指名通知書」という。)において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき
- (3) 入札参加者が、過去2年の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履

- 行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 2 入札保証金は、本入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金の一部に充当する。

(入札の基本的事項)

- 第7条 入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。
- 2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知書又は指名通知書等において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

- 第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)等に抵触する行為を 行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入 札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を 定めなければならない。

(入 札)

- 第9条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名のうえ、あらかじめ確認通知書又は指名通知書等により示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた金額を記載するものとする
- 2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、 当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。
- 3 郵便による入札は認めない。

(工事費積算内訳書)

第9条の2 工事の入札参加者は、工事費積算内訳書を入札時に提出しければならない。

(入札の回数)

第10条 入札執行回数の限度は、初度の入札及び再度の入札を合わせ3回 とする。ただし、予定価格等が事前公表されている工事の競争入札に係るも のについては、1回限りとする。

(入札の辞退)

- 第11条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を 辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げると ころにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の不参加)

第12条 確認通知書により入札に参加することを認められた者は、入札執行 の完了に至るまでは、いつでも入札に参加しないことができる。

(入札書の書換等の禁止)

第13条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第14条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき は、入札の執行を中止することがある。

(開 札)

- 第15条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会 わせて行う。
- 2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

- 第16条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に 代わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札

- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意志表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 入札書等に記名のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 開札予定日時までに入札者より入札書錯誤届の提出があり錯誤であると 認められる入札
- (12) 事前に入手している談合情報どおりの入札結果となった入札
- (3) 予定価格を事前公表する場合において工事費積算内訳書を提出しない 者又は不備のある工事費積算内訳書を提出した者のした入札
- (14) 前回の入札における最低価格以上の入札
- (15) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札
- (16) 第4条第9号に該当する者のした入札

(落札者)

- 第17条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落 札者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲以内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲以内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- 3 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲以内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(落札決定の保留)

第17条の2 入札に関し、不正行為が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、前条の規定により落札となるべき者を落札者に決定することを保留することができるものとする。

(調査基準価格)

- 第17条の3 工事の競争入札に係るものは、調査基準価格(当該契約の内容 に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準 となる価格をいう。以下同じ。)を適用したときは、調査基準価格を下回る入 札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日決定する。
- 2 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも 落札者とならない場合がある。
- 3 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取に応じなければならない。

(再度入札)

- 第18条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに、 再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格等が事前公表されている 工事の競争入札においては、再度入札は行わない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- (1) 第16条第1号から第7号までに該当する入札
- (2) 第17条第3項の規定により最低制限価格を下回った入札 (くじによる落札者の決定)
- 第19条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当 該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、 これに代わって、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。 (入札結果の通知)
- 第20条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がないときにはその旨を、開札に立会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約保証金)

- 第21条 落札者は、当該契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付 しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又 は一部の納付を要しない。
- (1) 落札者が、債務の不履行により生じる損害金を保証する銀行等又は保

- 証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律 第184号)第2条第4号に規定する保証事業会社をいう。)の保証契約を 締結したとき
- (2) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき
- (3) 落札者が、委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき
- (4) 落札者が、過去2年の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき(契約保証金の納付に代わる担保)
- 第22条 第6条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用するほか、前払保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。また、その場合当該担保の価値は、その保証する金額とする。 (契約書等の作成)
- 第23条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては、請書)を作成し、記名押印のうえ、押印した設計図書を添えて提出しなければならない。ただし、市において必要があるときは、提出期限を変更することがある。
- 2 落札者が前項の期間内に契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては、請書)等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。 (契約書等の作成の省略)
- 第24条 契約書の作成を省略する場合は、豊川市契約規則第29条の規定に基づくものとする。

(契約の確定)

第25条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したとき、請書による場合にあっては、落札者が請書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第26条 工事又は製造の請負で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年豊川市条例第8号)の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、豊川市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。

(その他)

第27条 見積の場合にあっては、各条文中「入札」を「見積」と読み替えるものとする。

 

 入札書

 毎月日

 豊川市長殿

 入札者住所 氏名 (法人にあってはその所在地名称及び代表者氏名)

 下記のとおり入札します。記

 金額億千百十十万千百十十円

 工事名(業務名)

 工事場所(業務場所)

 (注)

- 2 路線等の名称は、必要ないときは記入しないこと。
- 3 訂正又は抹消した箇所には署名又は押印すること。ただし、金額を訂正した場合は無効とする。
- 4 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入すること。
- 5 見積の場合は、「入札」の文字を「見積」と書き換えること。